

医療 DX 推進体制整備に伴う 加算に係る掲示について

当院では医療 DX 推進体制にかかる加算について以下の通り対応を行っています。

- 1 オンライン請求を行っています。
- 2 オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 4 電子処方せんの発行に対応しています。
- 5 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
- 6 マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っています。
- 7 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制により、令和 6 年 9 月 1 日より初診料の算定時に医療 DX 推進体制加算を月 1 回に限り所定の算定を行います。

令和 8 年 6 月より「電子的診療情報連携体制整備加算」を算定いたします。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。